

会議録

会議の名称	西東京市介護保険運営協議会第1回
開催日時	平成25年8月1日(木曜日)午後1時から2時まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階庁議室
出席者	委員：市川委員長、須加副委員長、安倍委員、荒井委員、石井委員、伊藤委員、梅田委員、海老澤委員、椛島委員、北澤委員、小林委員、指田委員、清水委員、高岡委員、高橋委員、丸木委員、山田委員、吉岡委員 事務局：市長、福祉部長、高齢者支援課長、介護保険担当課長、以下10名
議題	1 介護保険料の延滞金の見直しについて 2 その他
会議資料の名称	事前送付資料 資料1 介護保険法(抜粋) 資料2 西東京市介護保険条例及び同施行規則 資料3 介護保険運営協議会会議運営等について(案) 資料4 介護保険運営協議会日程について(予定) 資料5 西東京市市民参加条例(抜粋) 資料6 西東京市介護保険運営協議会会議傍聴取扱要領 資料7 西東京市介護保険運営協議会委員名簿 当日配布資料 資料8 延滞金の見直しについて(案) 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期) 介護保険と高齢者福祉の手引き 西東京市介護従事者処遇状況等に関する調査結果(平成22年2月)
記録方法	全文記録 □発言者の発言内容ごとの要点記録 ■会議内容の要点記録
内容	

議題 1 介護保険料の延滞金の見直しについて

委員長：

介護保険料延滞金の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

介護保険料の延滞金について、市長より諮問をさせていただきたい。

介護保険料については、納期限を過ぎて支払われた方は、保険料本体の他に、市税の延滞金の割合と同様の年 14.6%の割合で算出した延滞金を別途納めていただく。この延滞金の割合が、平成 26 年 1 月から引き下げられることとなり、先の 6 月議会において、市税については条例改正が行われ、市税の延滞金の割合の引き下げについて可決された。

介護保険については、国民健康保険、後期高齢者医療とともに、9 月議会に市税と同様の割合に引き下げるための条例改正案を上程する予定である。(市長諮問読み上げ)

○事務局：

延滞金の見直しについて、補足をさせていただく。

市税の延滞金は、地方税法の改正により、平成 26 年 1 月 1 日以降、延滞金を計算する割合が改正される。今回諮問をさせていただいたのは、介護保険料の延滞金について、これまでと同様、市税と同じ取扱いとさせていただいてよいか伺うものである。

市税では、納期限後に税を納付する場合には、延滞金を加算して納付しなければならないとされており、地方税法に規定がある。介護保険料の延滞金については、地方自治法の規定により、条例で定めることにより、延滞金を徴収できるとされており、西東京市介護保険条例第 18 条において定めている。西東京市介護保険料条例第 18 条では、延滞金について、年 14.6 パーセント、ただし、納期限の翌日から 1 月を経過するまでの間は年 7.3 パーセントの割合で延滞金を徴収するとの規定を設けている。

また、介護保険条例附則第 11 条では、延滞金の割合の特例として、当分の間、先ほど申し上げた本則第 18 条の規定に関わらず、年 7.3 パーセントの割合は、前年の 11 月 30 日の日本銀行法に定める商業手形の基準割引率、いわゆる「公定歩合」に年 4 パーセントを加算した割合とし、延滞金の割合を軽減している。地方税法及び市税条例にも同内容の規定が設けられており、延滞金の割合を税と介護保険料で同じ取扱いとしている。

今回の地方税法及び市税条例の改正は、介護保険条例で言えば、条例附則第 11 条の部分について、見直しを行ったものである。

続いて、資料 8 の延滞金の見直しについて(案)をご覧ください。

(資料 8 延滞金の見直しについて(案)の説明)

○委員長：

ご質問・ご意見があればどうぞ。

○委員：

第5期計画策定でも、保険料を決定する時にはいろいろな議論があり、昨年度、西東京市に介護保険施設が3施設できたこと、地域密着型サービスについても西東京市は充実していることなど、サービスの増加が保険料に影響を与え、保険料が4,000円台になるのか5,000円台になるのかについては非常に大きなテーマであった。介護保険料の滞納者数や滞納理由に関する情報を把握しているのであれば教えていただきたい。

○事務局：

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期)の111ページをご覧ください。第5期介護保険料所得段階別保険料について説明する。滞納者に対しては、職員または介護保険料収納推進嘱託員(2名)が、督促状、電話、戸別訪問により丁寧な説明を行い、保険料の納付をお願いしているところである。このような対応をしている中で、滞納理由としては、経済的な理由が最も多いのではないかとと思われる。また、介護保険を利用していない方の中には、介護保険制度を全体で支えていくという社会保険制度そのものをご理解いただけない場合があり、そのような方に対しては、制度の趣旨を丁寧に説明し、保険料の納付をお願いしているところである。滞納者数について、24年度では全体の3パーセント程度である。

○委員：

生活困窮者が非常に増えてきていると思われる。保険料の額は市民の生活に直結している大きな問題である。もちろんなんでも安くすればいいわけではない。必要なサービスが使えるように、必要な保険料を所得に応じて払える仕組みにしていかなければならない。状況に応じた丁寧な対応をしていく必要があると思っている。そのこと自体が、西東京市の介護保険運営に対する市民の信頼度につながると思うので、低所得者の方に対する延滞金の徴収に関しては、丁寧な対応をお願いしたい。

○委員長：

滞納自体が、制度に対する信頼度をなくすのではないかという前回での議論もあった。滞納をどう防いでいくかが重要である。保険料の基準が、果たして低所得者の人にマッチしているか。制度自体の問題も絡んでくる。別途議論する必要がある。前回は、消費税をどうするかという議論があったが流れてしまい、大きな改革ができなかった。財源の問題があり、最低限の改革しかできなかった。施設を作れば作るだけ市民の利益になるが、同時に保険料負担に跳ね返ってくるので、今後は慎重に扱っていく必要があるのではないか。市は保険料をどうしていくのか、制度の大きな改革が出てくると思うので、それとともに慎重に扱っていくことになると思う。

○委員：

介護保険料の延滞と国民健康保険料の延滞には差があるのか。

○事務局：

介護保険料の徴収率は、24年度の現年度分98.3パーセントである。国民健康保険料ではそれを下回っている。

○委員長：

他に意見はあるか。(特になし)

介護保険制度の安定・信頼を得るために滞納を減らすことを課題としてお願いしたい。

それでは、答申について採決をとってよろしいか。

介護保険料の延滞金の取り扱いは市税と同様にするることについて、賛成の方は挙手をお願いしたい。(全員賛成)

本議会の決定事項として、介護保険料の延滞金の取扱いは、市税と同様とすることについて承認したものとする。市長に答申させていただく。答申についてはどのようにするのか。

○事務局：

答申については、委員長に一任ということをお願いできればと思う。

○委員長：

事務局の提案どおりでよろしいか。

それでは、答申については委員長一任という取扱いとさせていただく。

議題2 その他

○事務局：

本日お配りした西東京市介護従事者処遇状況に関する調査結果(平成22年2月)をご覧ください。こちらは、第4期に報酬改定を行った結果、どのような影響があったのかを各事業所に調査し、まとめた結果である。第5期においても報酬改定が行われており、今回の報酬改定が、きちんと反映されているのか、調査したいと考えている。

次回の会議は、10月3日の午後1時から3時とし、会場は保谷庁舎隣の防災センター6階講座室とする。

○委員長：

それでは、本日の会議は閉会とさせていただく。